

朝日町立宮宿小学校「いじめ防止基本方針」

I いじめに関する基本的な考え方

1. 目的

いじめは全ての児童に関係する問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえて対応する必要がある。また、全ての児童がいじめを行わず、大人がいじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたることについて、児童と大人が十分に理解できるようにしなければならない。

本校では、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他関係者との連携の下、「いじめのない、安全で安心な学校」を築くことを旨として「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。

※けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

3. 学校及び教職員の責務

いじめの未然防止の基本となるのは、「授業がわかる」「仲間とのかかわりが楽しい」「早く学校に行きたい」と思える学校をつくることである。言い換えれば、児童が周りの友達や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができ、授業や行事などに主体的に参加、活躍できる安定した学校にすることである。そのために、教職員は児童の心に寄り添い、児童とともにいる時間をできるだけ多くしながら、受容と共感の姿勢で信頼関係を構築し、豊かなかかわりの中で児童ひとり一人の心を育むように努めなければならない。

また、児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む必要がある。もし、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的かつ迅速に対処するものとする。

4. いじめ防止のための組織

(1) 校内のいじめの防止等の中核となる組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

○校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭
学年ブロック（低中高）代表（3名）

また、必要に応じて、以下の校外関係者に相談、または招聘することとする。

○校外関係者：スクールカウンセラー、朝日町教育委員会、朝日町健康福祉課、主任児童委員、児童相談所、PTA代表 等

(2) 「いじめ対策委員会」は校長が主宰し、以下のような取組を行う。

○「学校基本方針」に基づく取組の実施と具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

○いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

○年4回定例会を開き、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

II いじめ防止のための取組

1. 未然防止の取組

(1) 子どもと教職員の信頼関係の構築

日頃から声がけや児童とのコミュニケーションを大切にし、児童とともにいる時間を多くとるなど、心に寄り添う教育を進めることで、児童が安心して何でも相談できる関係を築くよう努める。

(2) 「かかわり合い」「学び合い」を重視した授業改善

学校研究を核とし、一人一人の考えやかかわり合いを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めることで、お互いを認め合う温かな人間関係を育成する。

(3) 校内研修の充実

①学級経営に関する研修や日常的な教員同士の学び合い、情報交換等により、担任力（「生徒指導力」「学習指導力」「特別支援教育力」）の向上を図り、いじめを生まない学級経営の充実に努める。

②いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

(4) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒
- ・性同一性障がいや性的思考・性自認に係る児童生徒
- ・被災児童生徒

(5) 心の教育の充実

- ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。特に道徳や学級活動の時間においては、いじめに関わる題材の年間を通じた計画的な実施と『私たちの道徳』の効果的な活用を図る。
- ②毎月、「いのちの週間」を設定し、「心のアンケート」を実施するとともに、自己有用感や自己存在感、共感的人間関係を高める活動を実施する。
- ③児童に対して、全校集会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ④構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニングなどを通して、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力）やストレスに適切に対応できる力（ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすること）を育む。

(6) 児童の主体的な取組

児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(7) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り班活動による異年齢交流等を通して、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(8) 家庭・地域との連携

- ①PTA総会、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ②PTA組織を通して、教育の原点である家庭教育についての保護者の意識啓発を図るとともに、PTA主催による教育講演会その他の研修機会を充実させていく。
- ③学校の教育活動に協力いただいている諸団体（「きらきら見守り隊（放課後の活動見守り）」「りんごっこ（学童保育）」「かぼちゃっこ見守り隊（交通安全指導）」等）及び主任児童委員との定期的な情報交換により連携を図っていく。

2. 早期発見の在り方

(1) 教職員のいじめ防止に向けた情報ネットワークの強化

- ①日頃から児童の見守りや声がけに努め、児童が示す小さな変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめの芽を積極的に認知するよう努める。
- ②「教職員用チェックリスト」等を活用し、児童や学級の状況把握に努め、気になる状況については担任等が一人で抱え込むことなく、「いじめ対策委員会」に報告・相談することで組織的な対応を行う。

(2) 児童が相談しやすい環境づくり

- ①月1回の「心のアンケート」調査により、いじめの芽を早期に発見、対処するととも

に、定期的な教育相談を通して状況把握に努める。また、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。

②休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

③児童及びその保護者に、学校の相談窓口の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、朝日町教育委員会の相談窓口等、いつでも誰でも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まずに声に出していくことが大切であることを啓発していく。

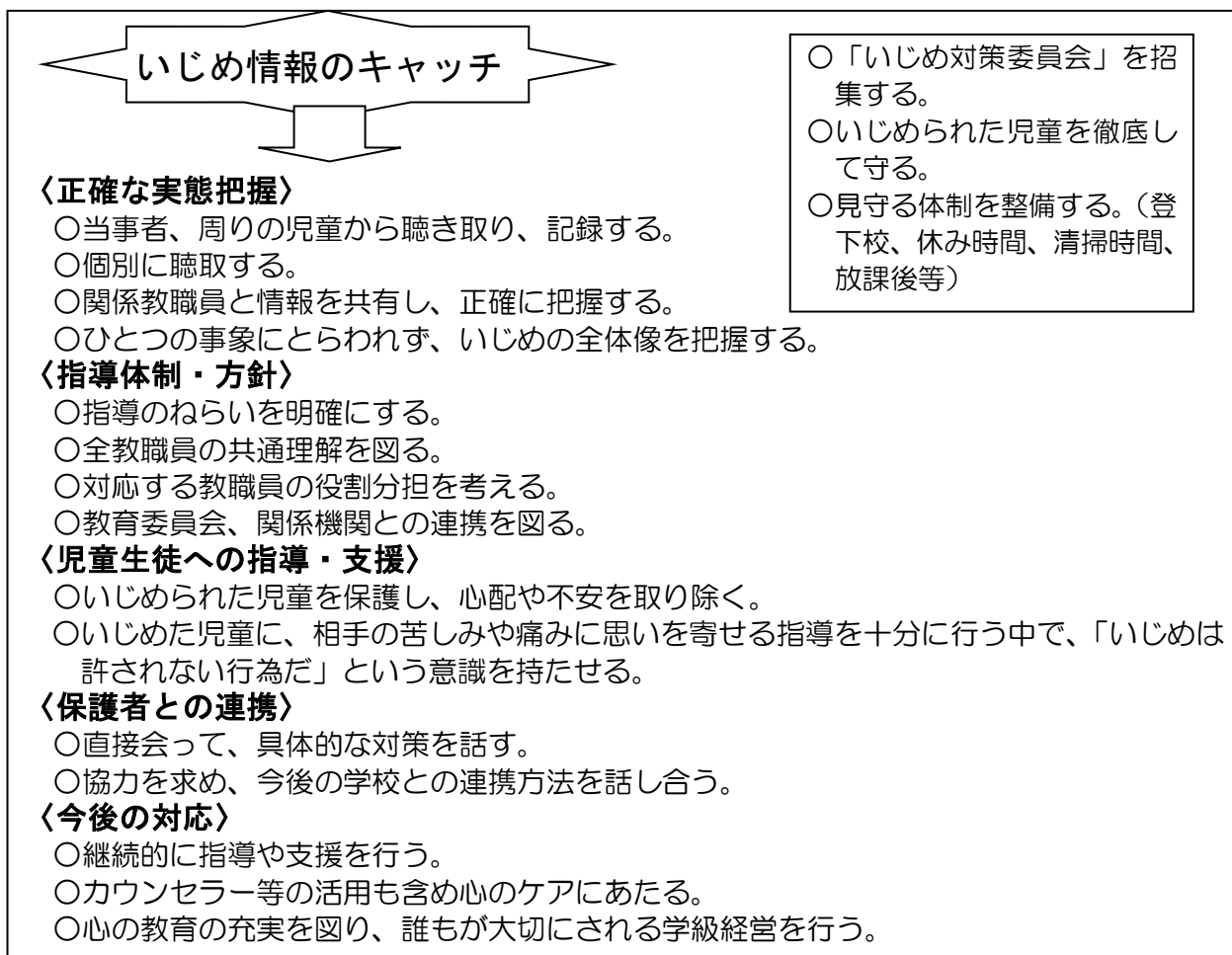
(3) 学校・家庭・地域のネットワークづくり

①発見したいじめの芽については、学校から家庭にも連絡し、校内における対応を伝えた上で、各家庭からも指導に協力していただくよう努めていく。

②PTA総会や学級懇談会等の機会を捉えて、定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を保護者に知らせていくとともに、「家庭用チェックリスト」や「いじめに関する保護者アンケート」などを活用し、家庭と連携して児童を見守り、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

3. いじめ発生の場合の対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的に対応する。「いじめ対策委員会」においては、いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、指導体制や指導方針を決定する。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って朝日町教育委員会に報告するとともに、当該いじめに関わる児童の保護者に連絡する。

なお、いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。

(3) いじめと認知した場合の対応

①いじめられた児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、児童相談所、警察官など外部専門家の協力を得る。

②いじめた児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、警察官など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について朝日町教育委員会と協議する。

③集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。このため、学校における「いじめ対策委員会」において、いじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

Ⅲ ネット上のいじめへの対応

1. ネット上のいじめの未然防止

(1) 情報モラル指導の徹底

授業においては、IT機器の積極的な活用と同時に、ネット上のいじめを予防する観点から、また、児童がインターネット上のトラブルに巻き込まれることに鑑み、情報化への対応として、他人への影響を考慮して行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行っていく。情報モラル教育については学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、インターネット等に関する知識やネット上のいじめの実態を理解し、児童生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

(2) 家庭・地域、PTAとの連携

ネット上のいじめについては学校の取組だけではなく、家庭や地域が連携・協力し未然防止や、早期発見・早期対応へ向けた取組を行っていく必要がある。保護者会や地域懇談会等の機会を捉えて、校内における情報モラルに関する指導状況や児童生徒のインターネット利用状況等について、家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携してネット上のいじめの未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。また、ペアレンタルコントロールについても情報提供しながら保護者に啓発していく。

さらに、PTA主催の教育講演会のテーマにネット上のいじめに関することを取り上げたり、学級懇談会において話題にしたり、独自のアンケートを行い、広報紙で啓発する等の活動を通じてネット上のいじめの未然防止に向けた活動を推進していく。

【参考】ペアレンタルコントロール

悪影響を及ぼす恐れがある映像ソフト・ゲームソフト・ウェブサイトなどを、子どもが閲覧・利用できないよう、保護者が行う制限。またその機能及びそのような機能を提供するサービスのこと。携帯電話の利用制限を含むこともある。「ペアレンタルコントロール」「ペアレンタルロック」「ペアレンタルロック」ともいう。

ペアレンタルコントロールの例

- i) 家庭内で情報通信機器利用の約束を決める。
- ii) 保護者による継続的な見守りを行う。
- iii) 危険性の教育を行う。
- iv) フィルタリングの設定を行う。
- v) 表情を見ながらの対話を重視することなどを教える。

上記 i) ～ v) 等により、子どもの発達段階に応じて、情報社会との関わり方を順序立てて教えていく。

2. 早期発見・早期対応

(1) 早期発見への取組

① ネット上のいじめのサインをキャッチするポイント

ネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映されている場合が多くある。従って、現実での人間関係をしっかり把握することがネット上のいじめの発見にもつながる。このため、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化やサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気づくよう努める。

② ネット上のいじめについての相談体制の整備

ネット上のいじめはもともとその把握が難しいものであるため、被害を受けている本人が気づかないところで進行する場合もある。このため、インターネットを利用している児童が、自分自身もしくは身近な友達へのネット上のいじめを発見した際、どのように対応すればよいかを含め、相談しやすい関係や体制を築いておく。

③学校ネットパトロール等の実施

今後、早期発見の観点から、学校と朝日町教育委員会及びPTA、地域等が連携し学校ネットパトロールの体制を整え、ネット上のトラブルの早期発見に努めることを検討していく。また、保護者によるネットパトロールへの協力などにより、気になる情報については学校と共有しながら即座に対応する体制を整備していく。

④その他

児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトやSNS、携帯電話・スマートフォン等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にもPTA総会や教育後援会、学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(2) 早期対応への取組

インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局に協力を求める。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、朝日町教育委員会に報告し、直ちに寒河江警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) 児童生徒への指導 ―掲示板等での被害を防ぐ―

児童がネット上のいじめの被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童に対して指導を行う。

- ①掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、法律に違反する行為（刑法第230条名誉毀損、第231条侮辱など）であり、決して許される行為ではないこと。
- ②掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、調べれば書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、自らもインターネットのリスクを回避することにつながる。

IV 重大事態への対処

1. 基本的な対処の構造

- (1) 校長は重大事態が発生した際は、直ちに朝日町教育委員会へ報告する。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに寒河江警察署に通報する。
- (2) 学校又は朝日町教育委員会は、重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。(初期アンケートは3日以内) この調査を行う主体や調査組織については、朝日町教育委員会が判断する。
- (3) 学校又は朝日町教育委員会は、上記(2)の調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (4) 学校又は朝日町教育委員会は、当該児童及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 学校は、上記(2)の調査を行う際、朝日町教育委員会の指導及び支援を受けて実施する。

【重大事態への基本的な姿勢】

- いじめがあったのではないかとという姿勢で事実に向き合う。
- 児童生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 児童生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

2. 学校による対処

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態の意味

- ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ) いじめにより、当該児童生徒が相当(年間30日)の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ＜「生命・心身又は財産に重大な被害」と想定されるケース＞
- 児童が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ウ) 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
 - エ) 上記ア)～ウ)以外の事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

②重大事態の報告

重大事態が発生した場合、朝日町教育委員会を通じて、朝日町長へ事態発生を報告する。当該重大事態に係わる対応についての経過も同様に報告する。

また、当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに寒河江警察署に通報する。

③調査を行うための組織

その事案が重大事態であると判断し、学校が調査の主体となる場合は、当該重大事態に係わる調査を行うため、校内「いじめ対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、朝日町教育委員会、寒河江警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

(具体的な調査組織の構成員については朝日町教育委員会の指示を仰ぐ)

V 点検・評価と見直し

1. 学校評価と教員評価を通して

(1) 学校評価

①学校評価にいじめ問題への対応についての項目を入れて評価を行う。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

②「いじめ対策委員会」では、「いじめ防止基本方針」の見直しやいじめ防止のための取組が計画どおり進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行っていく。

(2) 教員評価

教員評価においては、必要に応じて、学校運営の領域で校務分掌や学級経営等と関連づけながら、いじめの問題に関する対応状況を評価する。

2. いじめの解消について

以下の2つの要件を満たしている必要があるが、その場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

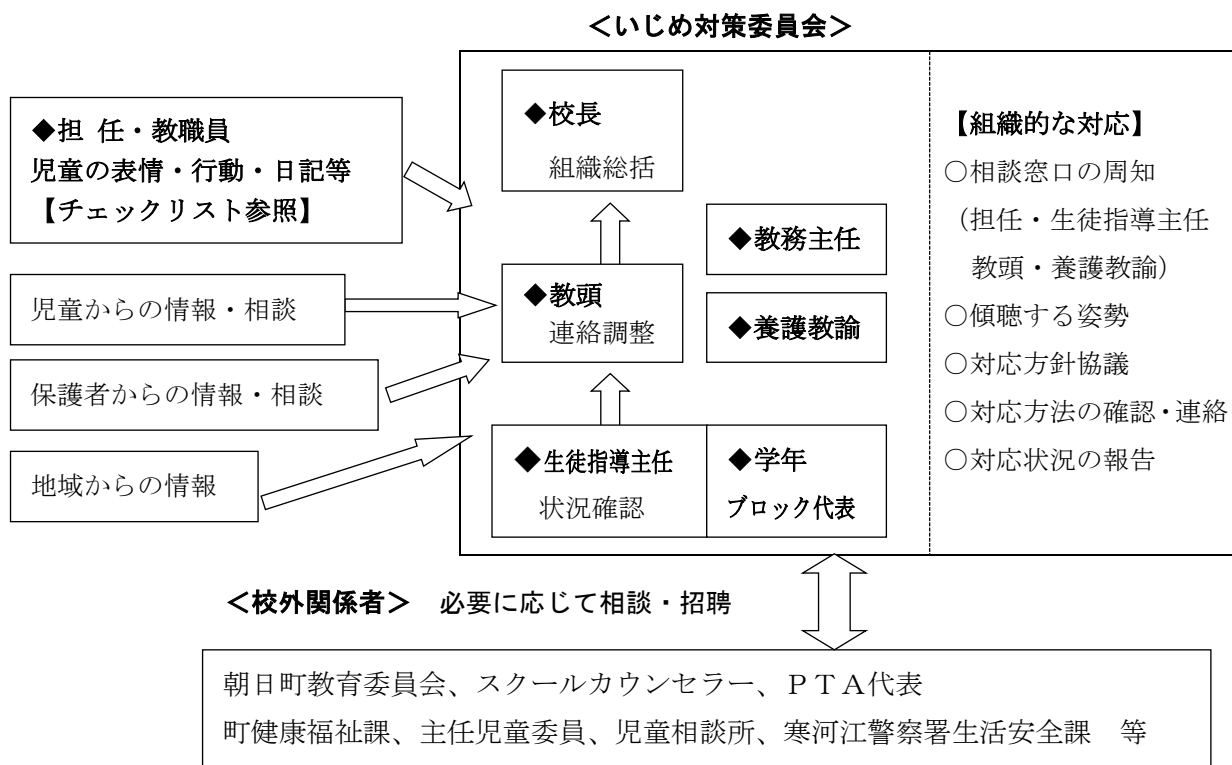
(2) 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害児童生徒本人及びその保護者に面談等により確認する。

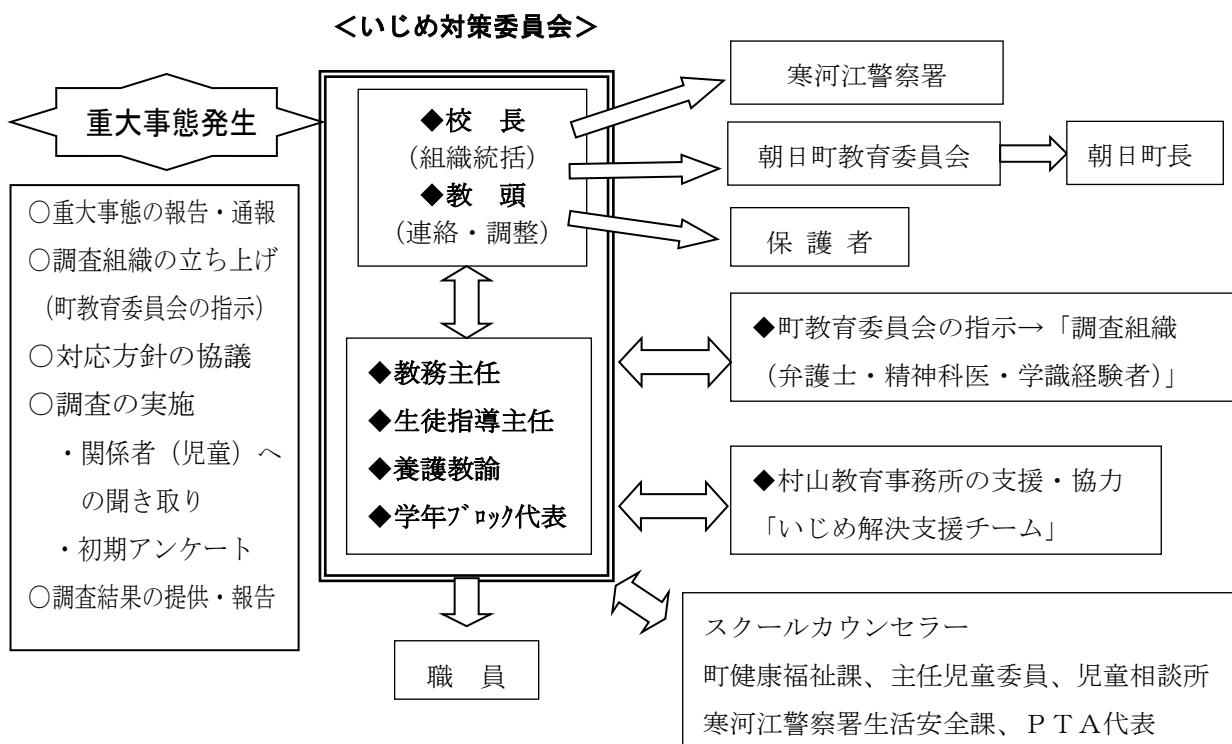
解消している状態に至った場合でも、再発する可能性があることを踏まえ、教職員は当該のいじめの被害児童、加害児童について日常的に注意深く観察を継続する。

いじめ防止組織体制

1. 日常におけるいじめ防止等の対応について



2. いじめ重大事態発生対応



3. 校内教育相談関係、PTA及び関係団体との連携に係わる年間計画
(未然防止・早期発見・早期対応)

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----|--|---|--|
| 内容 | <input type="checkbox"/> 児童理解研修会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会① <input type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」の周知 <input checked="" type="checkbox"/> 授業参観 <input checked="" type="checkbox"/> PTA総会 <input checked="" type="checkbox"/> 学級懇談会 <input type="checkbox"/> きらきら見守り隊との顔合わせ会・情報交換 <input type="checkbox"/> りんごっこ(学童保育)との顔合わせ・情報交換 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> かぼちゃっこ見守り隊との顔合わせ会・情報交換 <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 <input type="checkbox"/> 町子育て支援連絡会議 | <input type="checkbox"/> 家庭訪問 <input type="checkbox"/> 「いじめ発見調査アンケート」 <input type="checkbox"/> 教育相談週間 <input type="checkbox"/> いじめ防止体制の充実・強化プロジェクト① <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会② <input checked="" type="checkbox"/> 授業参観 <input checked="" type="checkbox"/> PTA教育講演会「子育て支援関係」 <input type="checkbox"/> 民生児童委員との懇談会 |
| 月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 内容 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input checked="" type="checkbox"/> 授業参観 <input checked="" type="checkbox"/> 学級懇談会 <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 <input type="checkbox"/> 町子育て支援連絡会議 | <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 |
| 月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 内容 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input type="checkbox"/> いじめ防止体制の充実・強化プロジェクト② <input checked="" type="checkbox"/> 祖父母参観 <input type="checkbox"/> 町子育て支援連絡会議 | <input type="checkbox"/> 「いじめ発見調査アンケート」 <input type="checkbox"/> 教育相談週間 <input type="checkbox"/> 学校評価アンケート <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会③ <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 保護者個人面談 |
| 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 内容 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input type="checkbox"/> いじめ防止体制の充実・強化プロジェクト③ <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 <input type="checkbox"/> 町子育て支援連絡会議 | <input type="checkbox"/> 「心のアンケート」 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ対策委員会④ <input checked="" type="checkbox"/> 授業参観 <input checked="" type="checkbox"/> PTA全体会 <input checked="" type="checkbox"/> 学級懇談会 | <input type="checkbox"/> 子どもを語る会 <input type="checkbox"/> 主任児童委員連絡会 |

※「いじめ対策委員会」は、必要に応じて随時招集・開催する